

木津川市公告第149号

木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業について、下記のとおり公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成29年12月25日

木津川市長 河井 規子

1 業務概要

- (1) 事業名 木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業
- (2) 事業内容 「木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業募集要項」及び「木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業要求水準書」のとおり
- (3) 事業期間 事業契約締結日から平成44年3月末まで
- (4) 予定価格 1,512,980,000円（消費税を含む）を上限とし、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

2 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市教育部学校教育課

TEL: 0774-75-1231

FAX: 0774-73-2566

E-mail: gakko@city.kizugawa.lg.jp

3 参加資格

応募事業者の構成企業及び協力企業は、以下で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない構成企業及び協力企業を含む応募事業者の参加は認めない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から応募がなかったものとみなす。

（1）応募事業者の共通参加資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (ウ) 参加資格確認申請書の提出期限の最終日から優先交渉権者決定日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (エ) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (オ) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (カ) 本事業についてアドバイザリー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- a 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社
(所在地：東京都港区虎ノ門五丁目 11番 2号)
 - b 株式会社東畠建築事務所
(所在地：大阪市中央区高麗橋二丁目 6番 10号)
 - c 弁護士法人 御堂筋法律事務所
(所在地：大阪市中央区南船場四丁目 3番 11号)
- (2) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件
- ・「設計業務」を行う者
- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- (イ) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (ウ) 木津川市における平成29・30年度又は平成30年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を提出し受理された者であること。
- (エ) 構成企業のうち必ず1社以上は、空調設備の施工の事業者としての設計実績（平成19年度以降に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500m²以上の建物を対象とする。）を有していること。
- ・「施工業務」及び「移設等業務」を行う者の要件
- (ア) 構成企業のうち必ず1社以上は、建設業法（昭和24年法第100号）第3条第1項の規定による「管工事」又は「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

- (イ) 管工事又は電気工事に係る木津川市における平成 30・31 年度建設工事入札参加資格申請書を提出し受理された者であること。
- (ウ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、空調設備の施工の事業者としての施工実績(平成 19 年度以降に設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする。)を有していること。
- ・「工事監理業務」を行う者の要件
- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- (イ) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (ウ) 木津川市における平成 29・30 年度又は平成 30 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格申請書を提出し受理された者であること。
- (エ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、空調設備の施工の事業者としての設計実績(平成 19 年度以降に設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする。)を有していること。
- ・「維持管理業務」を行う者の要件
- (ア) 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
- (イ) 木津川市における平成 29・30 年度又は平成 30 年度物品・役務の供給等入札参加資格申請書を提出し受理された者であること。
- (ウ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、連続して 1 年以上の空調に関する維持管理実績(平成 19 年度以降に設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする。)を有していること。

4 募集及び選定方法

本事業の事業者の選定は、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、市が支払うサービス対価の額をはじめ、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

5 スケジュール

内 容	時 期
募集要項等の公表	平成29年12月25日（月）
参考図書の貸与申込期限	平成29年12月27日（水）
募集要項等に関する質問の受付	平成30年1月9日（火）～18日（木）
募集要項等に関する質問回答の公表	平成30年1月29日（月）
参加表明書及び資格確認書類の受付	平成30年2月5日（月）～9日（金）
資格確認審査結果の通知	平成30年2月16日（金）
提案書の受付期限	平成30年3月8日（木）
事業者決定及び公表	平成30年4月上旬
基本協定の締結	平成30年4月中旬
仮契約の締結	平成30年5月下旬
事業契約の締結（市議会の議決）	平成30年6月下旬

6 優先交渉権者の決定

審査は、事業者選定基準に従い資格審査及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は「事業者選定基準」に示す。

提案審査のうち、性能評価及び価格評価については、選定委員会が審査を行い、最優秀提案者を決定する。

市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

詳細は、「募集要項」及び「事業者選定基準」を参照のこと。

7 契約の考え方

・基本協定の締結

（1）市と事業者は、優先交渉権者の決定後速やかに募集要項等及び提案書等に基づいて基本協定を締結する。

・契約手続き

（1）市と事業者は、事業契約書の内容について協議を行い、仮契約を締結する。なお、契約内容の協議は、事業契約書（案）に関する詳細の調整を行うものであり、原則として募集要項等及び提案書等の内容等の変更は行わない。

（2）ＳＰＣを設立する場合は、事業者は仮契約の締結までにＳＰＣを設立すること。

（3）仮契約は、木津川市議会で議決を得たときに本契約となる。なお、当該契約に関する議案は、木津川市議会平成30年第2回定例会に提出する予定である。

- (4) 優先交渉権者が事業契約の本契約締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の事由において優先交渉権者と本契約を締結できない事態となった場合には、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とする。
- (5) なお、基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、本協定で定める対応を行うほか、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

8 その他

その他詳細については「木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 P F I 事業募集要項」等による。